

パブリックコメント結果の概要について

○ 概要

1. 意見募集期間

平成 29 年 12 月 20 日（水）から平成 30 年 1 月 18 日（木）まで

2. 提出された意見の総数

581 件

3. 提出された方の総数

95 名（メール：74 名、FAX：20 名、郵送：1 名）

4. 提出された方の内訳

【性別】 男性：43 名、女性：39 名、その他・不明：13 名

【住所】 都内：74 名、都外：15 名、その他・不明：6 名

【年代】 20 代：3 名、30 代：12 名、40 代：21 名、50 代：21 名、60 代：19 名、
70 代：6 名、その他・不明：13 名

○ 取りまとめ・公表方法

1. 件数について

- 1つの回答欄に記載されている意見は、原則1つの意見として集計。
- 回答項目の番号に記載がない意見は、関係する回答項目番号への意見として集計。
- 回答項目の番号と内容が一致しないものは、回答項目の番号を修正して集計。
- 1つの回答欄に複数の回答項目の番号の記載があるものは、集計上、関係が深い1つの回答項目に対する意見として集計。
- 内容の記載がないが応募者等の情報が記載されていたものは1件として集計。
- 原則として、期日までに回答のあった意見について集計対象としている。

2. その他

- 個人情報に関する情報や個人・法人等への中傷等に関する意見は公表しない。
- 条例検討と関係のない事項に関しては公表しない。
- 誤字については修正し、長文については内容をまとめている。
- 同様の趣旨と考えられるご意見については資料上まとめている。
- 事前案内のとおり、いただいたご意見について個別の回答は行わないが、条例制定や今後の取組の参考とさせていただく。なお、主な意見等の取りまとめ結果については、都の考え方を整理したうえで公表する。

提出意見について

【1】主要事項に関する意見について

1. 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化について 【44件】※項目番号7より抜粋
 [主な意見] ・義務とすべき。／・法と同様、努力義務とすべき。
2. 情報保障の推進・言語としての手話の普及について 【65件】※項目番号10・11
 [主な意見] ・一人ひとりに合った情報提供が必要。／・言語としての手話の普及を進めるべき。
3. 専門相談体制の整備について 【65件】※項目番号8
 [主な意見] ・相談員には障害当事者や女性を配置すべき。／・相談員には守秘義務が必要。
4. 紛争解決の仕組みの整備について 【40件】※項目番号9
 [主な意見] ・調整委員会は公正・中立な判断ができるよう独立性の高い第三者機関とすべき。

【2】内訳について

項目		件数	主な提出意見
目的・定義・基本理念等について		186件	
1	目的	25件	・共生社会の実現を目的とすべき。
2	定義	70件	・骨折等のけがや病気等の人も含め、広く障害を定義すべき。 ・間接差別・関連差別を含めあらゆる形態の差別を定義すべき。
3	基本理念	46件	・複合差別の規定を設けるべき。
4	都の責務	30件	・都として普及啓発を積極的に推し進めるべき。
5	都民及び事業者の責務	7件	・都民や事業者が都の施策に協力することは当然である。
6	区市町村との連携	8件	・区市町村との連携は不可欠である旨規定すべき。
障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の解決のための体制について		178件	
7	障害を理由とする差別の禁止	73件	・事業者による合理的配慮の提供は義務とすべき。 ・事業者による合理的配慮の提供は努力義務とすべき。
8	障害を理由とする差別に関する相談体制	65件	・広域支援相談員には、障害当事者や女性等を配置すべき。
9	障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制	40件	・調整委員会は独立性の高い第三者機関とするべき。
共生社会実現のための基本的施策について		132件	
10	情報保障の推進	35件	・一人ひとりに合った情報保障が必要である。
11	言語としての手話の普及	30件	・言語としての手話の普及に賛成であり、施策を進めるべき。
12	教育の推進	30件	・教員等に対する理解促進のための情報提供が必要である。
13	交流の推進	20件	・分断等の印象を与えるため、削除するべき。
14	事業者による取組支援	17件	・合理的配慮の提供を進めるため、情報提供や補助を行うべき。
その他(自由意見など)		85件	
99	その他(自由意見など)	85件	・障害者権利条約との関係等を謳った前文を設けるべき。 ・条例の見直し規定を設けるべき。
計		581件	

【3】 詳細について

[総則]

1 (目的)

- この条例は、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第十五条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項等を定める。
- 障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

<主な意見>

- ➔ 障害があるなしに関わらず、分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すことは非常に重要である。
- ➔ 目的には、障害、障害者に対する理解を深めることを規定してもらいたい。
- ➔ あらゆる形態の差別を禁止するという方向性を目的に入れてほしい。

2 (定義)

- 障害、障害者、社会的障壁、共生社会、障害の社会モデルについて定義する。

<主な意見>

- ➔ 障害の定義として、骨折等のけがや病気等で一時的に障害の状態にある人や特に身長が高い人など、幅広く規定すべき。
- ➔ 間接差別・関連差別（不均等待遇）も含めて差別の定義を明確にする必要がある。
- ➔ 差別の具体例を情報提供し、共有していくことで、定義を補っていく必要がある。
- ➔ 障害及び障害者については、障害者基本法と同じ条文ではなく、身体障害、知的障害、精神障害、に加えて発達障害、難病を明記し、社会的障壁により障害が発生していることを明らかにするべき。

3 (基本理念)

- 障害者の人権、社会参加の促進、情報保障の推進、障害及び障害者への理解及び女性等への複合差別への配慮について規定する。

<主な意見>

- ➔ 障害のない人との平等を基本とし、障害者の権利、人権を認めるものとするを基本理念にする必要がある。
- ➔ 女性であることや年齢等による複合差別の規定は非常に重要である。

4 (都の責務)

- 障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を実施する。
- 障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発を行う。

<主な意見>

- 都民や事業者に対する条例の理解を継続的に啓発することは都の責務である。啓発し続けなければ浸透していかないので、積極的に押し進めるよう規定すべき。
- 都は、障害及び障害者に対する理解を深められるような、適切な情報提供をすべきである。
- 予算・財政上の措置を講じることを明記する必要がある。

5 (都民及び事業者の責務)

- 障害、障害者及び障害の社会モデルに対する関心と理解を自ら積極的に深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

<主な意見>

- 「都の政策に協力するよう努める」となっているが、「協力するものとする」とするべき。都の政策に協力することは当然の責務である。

6 (区市町村との連携)

- 都は、体制整備及び啓発活動に当たっては、区市町村と連携して実施するよう努める。
- 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施しようとするときは、区市町村と連携するとともに、情報提供及び技術的助言その他の必要な支援を行うよう努める。

<主な意見>

- 「体制整備や啓発活動」にあたっては、区市町村独自の取組や区民への働きかけなども必要なことから、都と区の連携・協力が不可欠であり、「区市町村と連携して実施するよう努めるものとする」ではなく「区市町村と連携・協力して実施する」と明記していただきたい。
- 都と区市町村との密接な連携があつてこそ実効性のある条例づくりになっていく。「努める」とあるが「努めなければならない」などとすべき。

[障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の解決のための体制]

7 (障害を理由とする差別の禁止)

- 都及び事業者は、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 都及び事業者は、意思の表明（知的障害や精神障害等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があつた場合において、建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

<主な意見>

- 東京2020大会の開催や、社会における事業者の役割の大きさ等を踏まえ、事業者の合理的配慮は義務とすべき。

- ➔ 「過重な負担」の考え方が明確に確立されていない中、事業者の合理的配慮の義務化は、かえって障害のある方々の多様な実情に応じた柔軟かつ着実な取組みを萎縮させるため、努力義務とすべき。
- ➔ 合理的な配慮の実施も大切だが、それ以上に「建設的な対話」が非常に重要だと考える。仮に過重な負担があつて、配慮が実施不可の場合でも、建設的な対話があれば、双方の理解やコミュニケーションが進み、お互いの事を知る貴重な機会を得ることが出来る。配慮が実施される場合でも、建設的な対話がなければ、実施する側にも義務負担感が残り、要求した側にも、罪悪感が残る恐れがある。
- ➔ 「建設的な対話」という用語は、それが指すところの意味が不明確であり、かえって事業者に混乱をもたらすおそれがあることから、使用は避けるべき。
- ➔ 意思の表明については、意思の表明が困難な人がいることを踏まえ、慎重に検討すべき。

8 (障害を理由とする差別に関する相談体制)

- 広域支援相談員を置く。
- 広域支援相談員は、知識や経験を有する者とする。
- 広域支援相談員は、以下の職務を行う。
 - 区市町村を支援するため、相互の連携促進を図り、必要な助言、調査、情報提供及び関係者間の調整を行う。
 - 障害者、その家族、その他の関係者、事業者からの相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報提供及び関係者間の調整を行う。

<主な意見>

- ➔ 広域支援相談員には、障害当事者や複数人の女性を配置すべきである。
- ➔ 広域支援相談員には、障害、女性、教育、保育、就労の問題について知識や経験を有する人が必要。
- ➔ 広域支援相談員にも守秘義務規定を設けること。

9 (障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制)

- 調整委員会について
 - 公正かつ中立な判断をすることができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者から構成される調整委員会を設ける。
 - 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- あっせんの求めについて
 - 障害者、その家族、その他の関係者は、広域支援相談員が対応しても解決が見込めない障害を理由とする差別に関する事案について、当該障害者の意に反する場合を除き、知事にあっせんを求めることができる。ただし、行政不服審査法等に基づく不服申し立て等を行うことができる行政庁の処分、職員の職務執行は除く。
- 事実の調査
 - 知事は、あっせんの申立てがあつたときは、事実の調査をする。
 - 知事は、必要に応じて、広域支援相談員に事実の調査を行わせることができる。
- あっせんについて

- 知事は、事実の調査の結果に基づき、必要であると認められるときは、調整委員会にあっせんを求めるものとする。
 - 調整委員会は、知事によるあっせんの求めがあったとき、適当でないとする場合等を除き、あっせん案を作成し、当事者に提示するものとする。
 - 調整委員会は、必要があるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対し、追加の調査を行うことができる。
 - あっせんは、紛争事案が解決したとき又は紛争事案の解決の見込みがないとき、終了する。
- 勧告について
- 調整委員会は、当事者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき等は、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
 - 知事は、調整委員会からの勧告の求めがあった時、公益に照らして必要があると認めるときは、当事者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 公表について
- 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 知事は、公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
 - 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ調整委員会の意見を聴くことができる。

<主な意見>

- ➔ 「公正」「中立」を担保するために、調整委員会は独立性の高い第三者機関とする必要がある。
- ➔ 調整委員会の構成員は、障害当事者やその家族、障害当事者団体の代表、事業者などを含めるべき。
- ➔ 調整委員会の委員の守秘義務規定を明確にしてください。

[共生社会実現のための基本的施策]

10 (情報保障の推進)

- 都は、情報の取得及び意思疎通ができることは、障害者だけでなく事業者及び都民にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他の障害者が分かりやすく利用しやすい方法による情報提供が普及するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

<主な意見>

- ➔ 「努めるものとする」ではなく、「施策を講ずる」とすべき。
- ➔ 一人一人に合った情報保障が必要と明記すべき。
- ➔ 障害者が円滑に意思の疎通及び情報の習得ができるようにするためには、意思疎通を仲介する者の養成が必要である。都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成の推進を行うべきである。

1 1 (言語としての手話の普及)

- 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるとの認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

<主な意見>

- ➔ 「努めるものとする」ではなく、「施策を講ずる」とすべき。
- ➔ 言語としての手話の普及に賛成であるが、今後具体的な施策推進のためには手話言語条例についても検討すべき。

1 2 (教育の推進)

- 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

<主な意見>

- ➔ 「努めるものとする」ではなく、「施策を講ずる」や「行う」とすべき。
- ➔ 教員の社会モデルへの理解、差別の考え方への理解が進むよう情報提供や研修を行うことも明記する必要がある。

1 3 (交流の推進)

- 都は、全ての都民が障害の有無に関わらず交流することを推進し、その相互理解を促進するよう努めるものとする。

<主な意見>

- ➔ 「努めるものとする」ではなく、「施策を講ずる」とすべき。
- ➔ 二つのグループが分かれて存在している状態を前提としている印象を与えるため、本条文は削除すべきである。
- ➔ 都民や事業者の理解促進のためには、障害者との交流の機会をより多く持つことが必要である。

1 4 (事業者による取組支援)

- 都は、事業者による自主的な取組を促進するため、情報提供、技術的助言、先進事例の収集及び公表、並びに障害者と事業者の連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

<主な意見>

- ➔ 「努めるものとする」ではなく、「施策を講ずる」や「努める義務がある」とすべき。
- ➔ 事業者の合理的配慮の提供を義務とすることは重要であり、そのための情報提供と補助を行うべき。

<主な意見>

- ➔ 障害者権利条約との関係や条例制定の経緯等を謳った前文を設けるべきである。
- ➔ 条例の見直し規定を設けるべき。
- ➔ 都独自の差別解消に向けての事例集を公表すべき。
- ➔ 全体を通して文言に具体性が欠けていると感じた。条例の文章をもっと具体的にするか、解釈の仕方を詳しく記した文書を別途出さないと解釈の仕方がわかれてしまうのではないか。
- ➔ 相談専門機関と調整委員会が正しく機能しているか監視する機能が必要である。そのため、第三者機関の設置をするか、あるいは東京都障害者差別解消支援地域協議会に相談や調整に関する報告機能をもたせるなどとする事。
- ➔ この条例の対象者や対象地域を狭い範囲に限定せず、東京都内で起きた事例はすべてこの条例の対象にすること。

【総則】 関連

- 誰もがその人格を尊重しあえる共生社会の実現の一步であることを目的に明記する必要がある。
- 全ての都民が障害者と障害への理解を深めることを目的の1つとして明記する必要がある。
- そもそも、どんな差別でもしてはいけないということが前提にあるということを押さえておく必要がある。まずは、障害に基づくあらゆる差別を禁止すること。それでもなお起きてしまう差別を建設的対話によっていかに解消していくかをこの条例で定め、インクルーシブな共生社会を実現することが重要である。
- 「難病」は様々な解釈があり範囲が限定される恐れがあり、「難治性疾患」等にすべきである。
- 権利条約のように、障害とは発展的概念であるということと、機能障害がある人に対する態度や環境との相互作用によって生まれるとするいわゆる社会モデルの考えに基づいていることを意識すべき。
- 基本理念にある項目は、具体的な取組であり、定義の中に含める方がよいだろう。
- 目的で共生社会の実現について書いてあるが、大事なことなので基本理念にも含めること。
- 前文で障害者権利条約との関係、経緯を謳い、基本理念で障害のない人との平等、機会均等、社会参加、地域生活、教育、複合差別の禁止と解消、施設から地域生活できるようにすることを明記すること。
- 複合差別の例として、医療的ケアの有無、人種、国籍を明記することが必要である。
- 「共生社会の推進」も都の責務とするべき。
- 都の責務には、研修を加えるべき。
- 都の責務は、全ての都民があらゆる機会において、障害の有無によって分け隔てられることがないよう、共生社会の推進に必要な施策を講ずるとするべき。
- 事業者は、障害者に対し、障害の多様性及び特性を理解し、合理的配慮及び環境調整をすべきである。
- 事業者の責務の後半は「都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する～」ではなく「都が実施する障害を理由とする差別への関心と理解を高め、共生社会の実現を推進する施策に協力するよう努める」ではないか。
- 区市町村との関係は「連携」だけでは不十分ではないか。都が先導し、積極的に指導することで障害のある人の「実際の生活の場」である区市町村での差別の状況が解明され、状況分析を経て、差別解消を通じた共生社会の実現につながるものである。予算、マンパワー、状況などがあまりにバラバラである区市町村の「自主性」を重んじるのではなく、旗振り役としての都の役割に期待し、それについて明記して欲しい。

【障害を理由とする差別に関する相談及び紛争解決のための体制】 関連

- 都民に向けて「合理的配慮」を求め、事業者による合理的配慮として自宅勤務を含めるべき。
- 「都及び事業者は、ありとあらゆる分野において不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」にした方が良い。
- 義務化を目指すべく事業者の不安・負担を軽減するための措置として、ソフト面のみを想定して良いのでしょうか。個別対応であろうと、ハード面の合理的配慮も想定されると思います。あくまでも過重な負担のない範囲ということで不安・負担は避けられるのではないのでしょうか。
- 差別の禁止規定における「都」について、地方独立行政法人の取扱いが明確でないので、その点を明確にすべきである。
- 広域支援相談員は、研修を受ける必要がある。
- 関係者に相談段階での調査に協力する義務を持たせるなどの工夫が必要。
- 広域支援相談員は、地域の身体障害者相談員、知的障害者相談員等の既存の多様な相談体制と連携することが必要ではないか。

- 東京都の相談窓口は直接に相談を受けられる体制が必要です。
- 相談あるいは紛争解決のための体制は、障害当事者にとって身近な存在となるようにしていき、差別を受けた時、権利回復等が速やかに有効に働くような仕組みづくりを心がけ、実効性がある条例にさせていただきたいと考えます。
- あっせんの求めについて、「行政不服審査法等に基づく不服申立て等を行うことができる行政庁の処分」を除くとしている趣旨が不明確である。

【共生社会実現のための基本的施策】 関連

- 情報保障の推進の中に「手話」があるが、次の「言語としての手話の普及」との区別が分かりにくい。「手話」についてはまとめて規定してはどうか。
- 情報保障を具体的に進める条例を制定してほしい。
- 音声認識、パソコンテイク、マークなどによるシンボルの活用、手話通訳を介した電話対応も情報保障手段の1つとして入れる必要がある。
- 「分かりやすい表現」は不要ではないか。
- 日頃から手話通訳、要約筆記、点訳、音訳グループ等との連携に努めること。
- テレビの字幕は普及したものの、生のニュースやCMにも、そして邦画にもすべてに字幕をつけるべきだと思う。
- 「言語としての手話の認識を広げるよう、教育の場で正式な教科としての手話の学習を進めるため、手話を使う聴覚障害のある教員や職員を配置していくよう講ずる」ことを求めます。
- 人権尊重や権利保障などの教育を年齢に合わせて行う必要がある。
- これからは、障害者権利条約の考え方にに基づき、障害のある子とない子が、同じ学校で学ぶことが重要であり、それ自体が子どもの権利である、という認識が必要である。その権利が侵害された時は、この条例で、相談あるいは紛争解決の場によって、救済されることも必要である。
- 子どもの頃からの教育こそインクルーシブ社会の構築に重要であることから、①子どもと教員に障害の理解の提供と研修、②障害をもつ子どもの学ぶ場と方法の支援、③障害のある子どもとない子どもの共に学ぶ仕組みの構築の3つに分けて規定することが必要である。
- 人権尊重や権利保障など、差別を解消していくための取組などを小・中・高等学校の教育に位置づけること。
- 「交流の推進」ではなく「共生社会の推進」とするべき。
- 事業者へも合理的配慮を義務化するうえで環境整備（事前的改善措置）に対する財政支援等も検討する必要があると思います。

【その他（自由意見など）】 関連

- 東京都が率先的に主導して都民・企業・各種団体等に、この配慮の必要性をPRしていただくことを祈願します。
- 電車とホームの間を埋めるよう条例でも定めてもらいたい。
- 様々な分野で何が差別に当たるのか規定することが必要であり、検討部会で検討がなされていないのが問題といえる。指針を設けるべきである。
- 啓発活動についての一般規定は、障害者差別解消法第15条によるとする考え方もあり得ようが、障害者への理解促進に力点を置く条例にすることが予定されていることに鑑みると、啓発活動についての一般規定を条例でも書き下ろしておいたほうがよい。
- 障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備については相談体制と紛争解決体制以外に、障害者差別に関しての情報収集と集積、その研究を踏まえ差別解消に向けて政策提言をする機関が必要となる。